



令和4年8月号

森田恵三社会保険労務士事務所

関西社会労働保険問題懇話会 便り No.71

(労働保険事務組合 関西社労懇)

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町2丁目12-3 サンシティ桂坂参番館 415

TEL 075-203-6224 FAX 075-203-1573 E-MAIL sugi-sr@maia.eonet.ne.jp

暑中お見舞い申し上げます

祇園祭が3年ぶりに実施されました。祇園祭は京都で疫病が流行した平安時代前期の869年、66本の矛を立て疫病退散を願った「祇園御靈会」(ぎおんごりょうえ)が起源とされ、千年の歴史があるそうです。今夏もコロナ感染は収束せず、第七波が再び懸念されておりまますし、また遠くウクライナではロシアとの紛争が5ヶ月続き、惨状を見るたびに心が痛みます。しかし、祇園祭も三度の大火で大きな被害を被るも、その度に復興を果たしてきたそうです。疫病と紛争の一刻も早い収束を心から願い、京都の風物詩、「コンコンチキチン」の祇園雛子と共に、私たちに今できることを考えたいものです。

暑さ厳しい折から皆様方のお身体ご自愛のほど、心よりお祈り申し上げます。

令和4年夏



育児介護休業法が改正

2021年6月に育児・介護休業法が改正され、2022年4月、10月、2023年5月と段階的に順次施行となります。

今回の改正は、男性の育児休業取得を後押しする制度や、父親母親が育児休業を取得しやすい環境づくりの義務化、育児休業の分割取得制度、社会保険料免除の拡充、休業中の就労など、仕事と育児を両立し仕事を継続することを目的としています。今回は目玉となる改正部分を紹介いたします。

◆2022年4月1日施行分

1. 事業主に男性、女性労働者にかかわらず育休等の取得に向けて制度の周知・休業取得意向確認を実施すること、環境整備をすることが義務化されました。



◆これまでの育児休業取得の課題

女性は妊娠期など早い時期からの休業の申し出がありますが、男性は出産直前や、扶養の手続き時など申し出が遅れる傾向がありました。男性労働者にも育児休業を言

い出し辛い、長期に休むことは困難、企業に迷惑をかける、収入がなくなるなどの意識があることが課題となっていました。

そこで、男性も配偶者が妊娠した時点で、早期に申し出ることにより、労働者が早期に制度利用の有無を検討できるよう、企業に相談窓口の設置や制度についての研修の実施などを義務づけました。

◆早期の申し出、制度周知のメリット

- ①労働者…育児休業・短時間勤務制度・社会保険料免除制度や雇用保険育児休業給付金制度の活用など早期に理解することにより、仕事と育児の両立のための選択肢を広げることができます。
- ②企業…人員配置や業務の見直し、効率化など企業が早期に積極的に取り組むことができ、周囲の従業員の負担を軽減したり、お互い様の働きやすい環境づくりの企業風土を作ることができます。

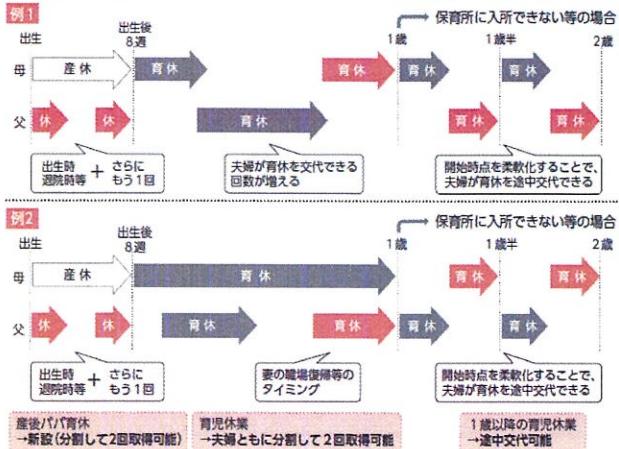


◆2022年10月1日施行分

2. 産後パパ「出生時育児休業」の創設

令和4年10月1日～

➡ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになります



◆産後パパ育休（出生時育児休業）とは

子どもが生まれた後の8週間（女性労働者の産後休業期間）について、育児休業とは別に最大4週間まで休業できる制度です。休業の2週間前までに申し出れば、2回に分割して取得することも可能です。（労使協定により1カ月前の申し出にすることもできます）

◆出生時育児休業制度の目的

核家族化や、両親も共働きが増える中、親族の支援が難しい現在ですが、出産直後は、母親が体調を回復させながら子どもとの生活リズムを整える重要な時期です。ホルモンバランスが崩れるため、産後うつ、育児ノイローゼも社会問題となっています。その時期に父親が取得できる休暇制度を設けることで、兄姉の保育園の送り迎え、買い物など積極的に家事や育児にかかる機会をつくり、性別に関わらず育児と仕事を両立させた生活をしやすくするねらいがあります。

3. 育児休業の分割取得

1歳までについて育児休業を2回まで分割して取得できるようになります。また保育園に入園できない場合の育児休業の延長期間についても、従来の1歳時、1歳半時点の申し出以外に、期間の途中で申し出ることにより、夫婦がバトンタ



チしながら育児休業を取得できるようになりました。（左図参照）

3. 社会保険料免除の要件が改正

従来は育児休業を取得した日があっても期間が短く、月の末日に休業していなければ保険料免除にはなりませんでした。改正後は、月の途中に復帰した場合であっても14日以上育児休業した場合は、その月の社会保険料を免除することができます。賞与については、1カ月以上育児休業を取得した場合にのみ免除になります。（月の末日に休業している要件だけでは満たさなくなります）。保険料免除申請用紙も変更となりますのでご注意ください。



トピックス 10月分から従業員負担分の雇用保険料も改定されます。

令和4年度から雇用保険料が改定になりました。特に10月分から従業員の負担額も改定になりますので、給与計算にご注意ください。詳しくは厚生労働省「R4雇用保険料率」で検索ください。

事務所より一言

先日世界経済フォーラム（WEF）は、男女格差の大きさを国別に測って比較する「ジェンダーギャップ指数2022」を発表しましたが、男女格差は世界ランキング146か国中116位で、教育分野は1位にもかかわらず、政治分野が139位、経済分野が121位と低かったことが明らかとなりました。性別役割分業の固定観念を企業側から変え、男女共働きを支えることで女性の社会進出を促していくことができるのではないかでしょうか。

事務所夏季休業のお知らせ

当事務所は**8月11日（祝）～15（月）**を夏期休業とさせていただきます。ご迷惑おかけいたしますが宜しくお願ひいたします。

（文責：社会保険労務士 杉原 純子）

